

第18回大空町農業委員会総会議事録

平成30年11月27日第18回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 石原 せつえ	2番 江口 美世司	3番 石田 正俊
5番 澤井 忠雄	6番 丹羽 真治	7番 岡内 浩之
8番 小久保 謙	9番 長尾 照幸	10番 早川 敏幸
11番 渡邊 恵二	12番 伊藤 博幸	13番 井上 良幸
14番 田中 悟	15番 田中 秀雄	16番 齊藤 貞利
17番 赤石 昌志	18番 岩原 秀嗣	19番 佐藤 廣治
20番 渡辺 誠	21番 石田 敦	23番 岡本 シゲ子
24番 遠藤 哲也	25番 長谷川 伸一	26番 永倉 誠二
27番 山神 正信		

(2) 欠席者

4番 苫米地 正幸	22番 福田 重幸
-----------	-----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主査 渡邊 豪	主事 久保 亮輔
-----------	---------	----------

第18回大空町農業委員会総会議事録

午後1時25分

井上局長	<p>皆さんどうもご苦労様です。</p> <p>若干まだ定刻よりも時間がありますけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから大空町農業委員会第18回総会を始めたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さんご苦労様でございます。</p> <p>今日はこれ天気いいですけれども、このあいだ降った雪が根雪になるのかなと思ったのですが、一昨日の晩ですか、雨が降りましてほとんど雪がなくなった状態です。明日、明後日くらいからまたちょっとなんか温度が下がるようでございます。</p> <p>今年は皆さん御存じのとおり、春先には雪解けが無事進みまして蒔き付けの方は順調に進んだところではございますが、6月に入りまして降雨また干ばつ、あと低温になりまして、一部作物に被害が出たのではないかなと思っております。</p> <p>あと、日本全国でいろんな被害と申しますか、地震が結構あちこちで起きまして大きな被害が起きております。当地区はそんなに被害は今年はないかなと思っております。</p> <p>作物の状況につきましても、皆さん御承知かと思っておりますけれども、まだ数字がはっきり出てないものもございまして。やっぱり低温で一部菜豆あたりは、菜豆類は1俵から2俵ぐらいの間、小豆が思ったより9月10月11月の天気で4俵から5俵ちょっとぐらいあったのかなと思っております。ビートについても、まずまずの収穫をえられたのかなと思っております。</p> <p>11月に入りまして、天気が良かったのもありまして、長芋収穫も最後そんなにあずらないで収穫できたのかなと思っております。まずまずのだったのかなとは思っております。</p> <p>来年もいろいろあるかと思っておりますけど、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>先日20日の日でございますが、端野町で研修がございました。</p> <p>農業会議の佐久間専務理事に来ていただきまして、いろいろお話を</p>

井上局長	<p>していただきました。それについて、これからの農業委員活動に参考になるかと思っております。</p> <p>今日は第18回の総会でございます。御審議をいただきますよう、簡単ですが御挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p> <p>10月27日開催の第17回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第18回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は、25名であります。</p> <p>福田委員、苫米地委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計18件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、7番岡内委員、8番小久保委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年11月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</p>

	<p>親子間の贈与へ移行する案件です。そのため、図面については省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号の所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>新規案件です。貸主の規模縮小に伴うものです。図面については、1ページに掲載しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第2地区副委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>

副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の利用権設定関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 2 番説明朗読】</p> <p>2 番以降については、親子間の経営移譲に伴うものです。そのため 図面については省略しております。</p> <p>2 番以降全件とも農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当し ていないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態 が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係3番説明朗読】 以上です。
山神会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態 が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係4番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係4番説明朗読】 以上です。

山神会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係5番説明朗読】 以上です。
山神会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態 が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係5番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。

委員	<p>これより議案第1号の利用権設定関係5番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係6番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定関係6番説明朗読】 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係6番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係6番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を 議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次の とおり農地法第5条の規定に基づき、農地の転用許可申請があつたの</p>

	<p>で、その可否について委員会の意見を求める。平成30年11月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第2号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、農地に一般住宅を建設したいとの転用の申請があったものです。権利設定については、売買となります。</p> <p>第4地区農業委員さんにより、11月20日に現地確認をしております。転用はやむを得ないという判断をいただいております。また、農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>図面につきましては、2ページから5ページに掲載しております。以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、11月20日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の所有権移転関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、現在火山灰採取の一時転用を行っており、期限が本年度末となっておりますが、期間を延長したいため、再度一</p>

	<p>時転用の申請があったものです。権利設定については、使用貸借の権利となります。</p> <p>第1地区農業委員さんにより、11月19日に現地確認をしており、一時転用はやむを得ないという判断をいただいております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>図面につきましては、6ページに掲載しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、11月19日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成30年11月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p>

山神会長	<p>【議案第3号利用権設定関係1番説明朗読】 議案第3号全件について、借主の経営移譲に伴い借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約するものです。 労働力や経営面積は、議案第1号利用権設定関係2番以降をご覧ください。 また、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 以上です。</p> <p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主の経営移譲に伴い、借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約するものです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係2番説明朗読】 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主の経営移譲に伴い、借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約するものです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号の利用権設定関係 2 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 3 番から 4 番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 3 号利用権設定関係 3 番から 4 番説明朗読】</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主の経営移譲に伴い、借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約するものです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 3 番から 4 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係3番から4番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係5番から6番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係5番から6番説明朗読】</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主の経営移譲に伴い、借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約するものです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係5番から6番について質疑に入ります。</p> <p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係5番から6番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>

<p>渡邊主査</p>	<p>所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> <p>議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 30 年 11 月 27 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 4 号所有権移転関係 1 番説明朗読】 この件につきましては、先月の総会において買入協議の議決をいただいた案件です。 説明はその時にさせていただきましたので、今回は省略させていただきます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番から 2 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
<p>渡邊主査</p>	<p>【議案第 4 号所有権移転関係 1 番から 2 番説明朗読】 この件につきましては、8 月の総会において買入協議の議決を頂き、9 月の総会で利用集積計画による売買の議決をいただいた案件です。 説明はその時にさせていただきましたので、今回は省略させていただきます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより利用権設定関係 1 番から 2 番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の利用権設定関係1番から2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する 平成30年11月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【報告第1号説明朗読】
山神会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
山神会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。ご苦勞様でした。 引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。
	(午後2時4分)

会 長

署名委員

署名委員
